

枚方市立枚方第二小学校
いじめ防止基本方針



令和3年4月改定
枚方市立枚方第二小学校

目次

はじめに-----	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項-----	2
1. いじめの定義-----	2
2. いじめの防止等のための基本的な考え方-----	2
3. いじめの未然防止に向けた役割-----	3
(1) 学校の役割-----	3
(2) 子どもの役割-----	3
(3) 保護者の役割-----	3
(4) 地域・関係機関の役割-----	3
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項-----	4
1. 学校の取組-----	4
(1) いじめの防止等のための組織-----	4
(2) いじめの防止等に関する取組の具体化に向けて-----	4
①いじめの未然防止-----	4
いじめ防止のための学校体制-----	5
いじめ防止対策年間計画-----	6
②早期発見-----	7
③いじめに対する措置-----	7
2. 重大事態への対処-----	9
(1) 教育委員会または学校による調査-----	9
①調査を要する重大事態-----	10
②重大事態の報告-----	10
③調査の主体-----	10
④調査を行うための組織-----	10

はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。

いじめは、子どもの心と体に、また、その成長に大きく影響を及ぼす重大な人権侵害事象であり、子どもと大人「みんな」が総がかりで取り組むべき課題です。

そのため、大人は日頃からすべての子どもに愛情を持って接する心を持ち、人間性や正義感を育み、信頼に基づいた良好な関係を構築する中で、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

このたび、本校は、いじめのない社会の実現をめざすために、学校・家庭・地域における役割を明確にするとともに、それらが連携し、いじめの未然防止を最優先課題として取り組むための「枚方市立枚方第二小学校いじめ防止基本方針」（以下「枚二小基本方針」という。）を策定するものです。

本校では、これまでも、いじめ問題の克服に向けた取組を推進するため、生活力向上推進部の生徒指導・人権支援教育部が中心となり、いじめ問題に対し、各々が連携して対処してきました。また、学校における教育相談体制として、心の教室相談員の活用や養護教諭等学級担任以外の視点からも子どもたち一人ひとりの声を受け止め、きめ細かな対応を図ってきました。加えて、すべての教職員がいじめ・体罰の防止に取り組むため、平成25年度に枚方市教育委員会より配付された「枚方市生徒指導マニュアル（いじめ防止編・体罰防止編）」を活用し、いじめ・体罰の防止等の一層の充実に取り組んでいるところです。

また、新入生に向けては啓発冊子「ストップ！いじめ」及び「いじめ専用ホットライン」案内を毎年配付する等、市の取組の活用を行ってきました。

今後、本校では、この「枚二小基本方針」に基づき、すべての教職員をはじめ、保護者・地域全体でいじめの克服に取り組む、すべての教育活動において、子どもたちの安心・安全を確保し、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会、いじめや体罰のない学校づくりを一層進めてまいります。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1. いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。となっています。本校では、それぞれの行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた子どもの立場に立って行います。

2. いじめの防止等のための基本的な考え方

子どもは人と人のかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見します。互いを認め合い、だれもが安心できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指してのびのびと生活できます。しかし、ひとたび、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因にもなりかねません。また、子どもたちの中には、集団での過剰な同調や異質を排除しようとする傾向もあります。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど深刻な影響を与えるものです。

そこで、誰もが、いじめは児童の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を持ち、児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してあげることが、学校・家庭・地域の願いであり、責務であるという認識をしっかりと持つ必要があります。

そのことを踏まえたいじめの防止等のための基本となる考え方を示します。

- 誰もが、いじめはどの子どもにも、どの集団においても起こりうる重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であることを認識しなければなりません。
- 学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめのない学校づくりに取り組まなければなりません。
- 保護者は、保護する子どもがいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導等に努めなければなりません。
- 子どもは、自分が大切な存在であることを自覚するとともに、決していじめをしてはならないことを認識しなければなりません。そして、自らを含めたすべての人が安心して豊かに生活できる社会や集団の形成に努めなければなりません。
- いじめのない社会を実現するために、市・学校・家庭・地域は、それぞれの立場から、主体的かつ連携して取組を進めなければなりません。

3. いじめの未然防止に向けた役割

(1) 学校の役割

- 子どもたちが安心して学び、豊かな生活を送ることができる学校づくりに努めます。
- 子どもが主体となって、いじめのない人間関係を形成できるよう、子どもを指導・支援していきます。
- いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめの早期発見に努めます。
- いじめが発生した際には早期に解決できるよう、教育委員会、家庭、地域、関係機関と連携し、迅速に対応します。
- 校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりの人権意識を高め、「SOSのキャッチの仕方」や「事案の見立て」、「対応方法」などのいじめや体罰の未然防止に向けた研修や子どもたちと家庭との信頼関係を構築するための体制の整備に組織的に取り組みます。

(2) 子どもの役割

- 周囲にいじめがあると思われるときには、いじめを受けたと思われる子どもやいじめを行ったと思われる子どもに声をかけたりするなどし、周囲の大人にも積極的に相談します。

(3) 保護者の役割

- 子どものいじめを未然に防止するため、日頃から子どもの話をよく聞き、ささいな変化を見逃さないことが大切です。
- 学校や地域の人々等、子どもを見守っている人々との情報交換やコミュニケーションを図ることも重要です。
- いじめの悩みを聞いたり、いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われたりするときは、速やかに学校、関係機関に相談または通報することが大切です。

(4) 地域・関係機関の役割

- 地域は、子どもの成長や生活に関心を持ち、いじめの兆候を感じるときには関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの未然防止に努めることが重要です。
- 子どもたちの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携していじめの根絶に努める必要があります。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1. 学校の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行う組織として、複数の教職員より構成される「いじめ・不登校対策委員会」を設置しています。

この委員会は、「生活力向上推進部 児童指導部（生徒指導、人権・支援教育）」として日頃からの登下校、校内生活をはじめいじめの問題等、子どもたちの課題に対応するための組織として位置付けており、委員会として、養護教諭や心の教室相談員の参加を求めることで、さらに効果的な組織となります。

「いじめ不登校対策委員会」の役割は、具体的には、

- 「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- いじめの相談、通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や子どもたちの問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに関係のある子どもたちへの事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割等です。

また、「いじめ不登校対策委員会」は、「学校基本方針」が、PDCAサイクルにより、本校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す役割を担います。

- 構成員：校長、首席、教頭、教務主任、生徒指導担当者、養護教諭、支援教育コーディネーター、各学年教員 等

(2) いじめの防止等に関する取組の具体化に向けて

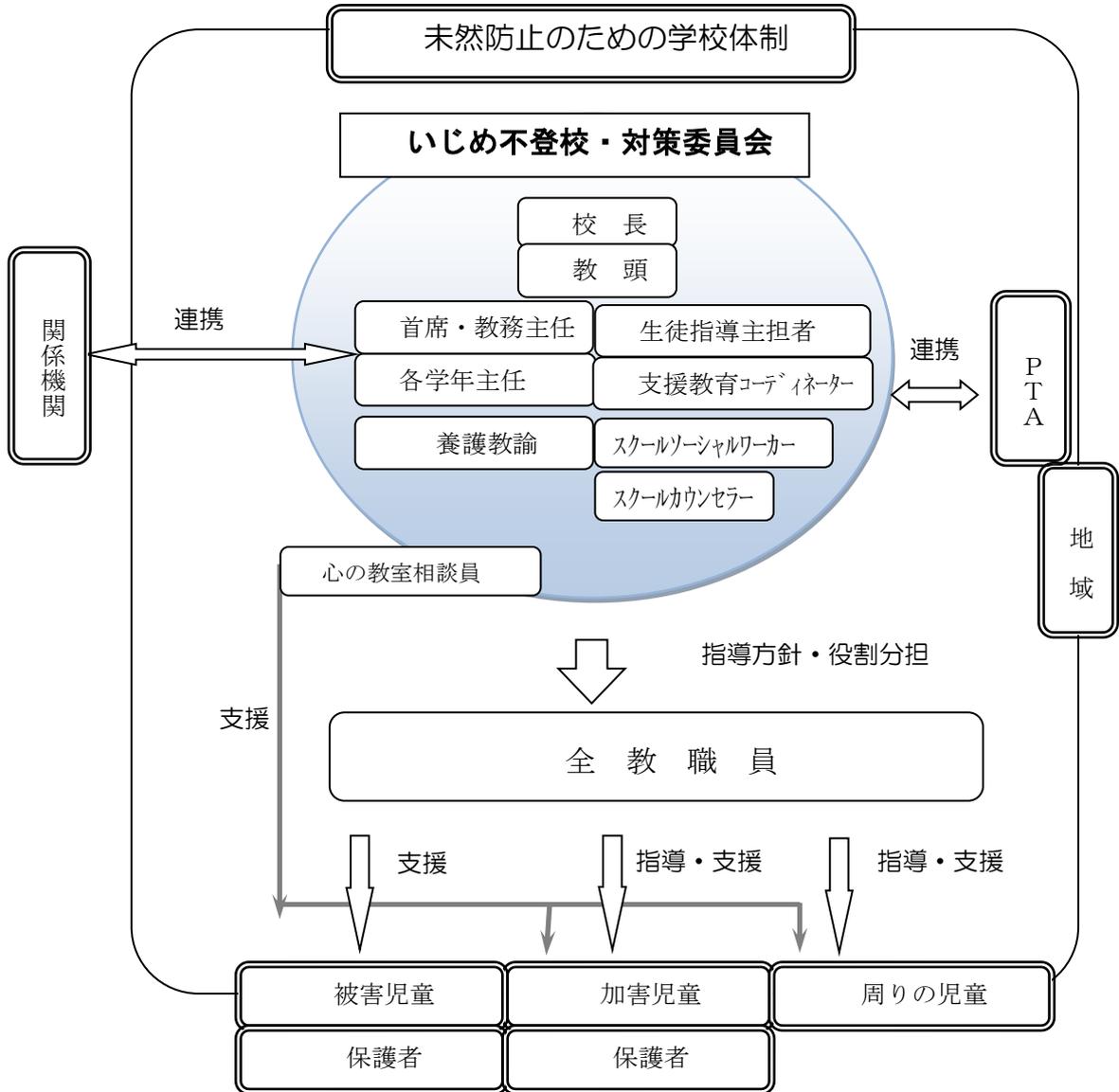
①いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの集団にも起こりうるということから、学校はいじめの未然防止に向けて、子どもたちが、心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけ、規律ある態度で、授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

また、学校は子どもたちが自らいじめを自分たちの問題としてとらえ、主体的に話し合う機会をつくることができるよう、児童会や生徒会を中心とした計画的ないじめ予防のための取組を支援します。

さらに、教職員の言動が子どもたちを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人ひとりが指導のあり方に細心の注意を払います。

○いじめ未然防止のための学校体制



○いじめ防止対策年間計画

	教職員の取組	児童の活動	保護者・地域連携
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫企画委員会 ・心の教室相談 ・小中いきいき授業交流 ・小中生徒指導担当者交流会 ・生徒指導報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 ・心の教室相談 ・児童集会 ・学年交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・心の教室相談 ・学校だよりの配付
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針の検討 ・いじめ、体罰等に関する研修 ・児童進級に伴う引継ぎ ・人権・支援全体会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き、学級ルールづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ストップいじめ」配付 ・地区児童会、集団下校
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート ・6年憲法の集い 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観・学級懇談会 ・人権支援全体会 ・支援学級授業公開週間 ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート ・校外学習 ・5年宿泊学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年地域交流(地域清掃)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会 ・人権教育校内研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・終業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA広報誌発行
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・枚方中学校区合同研修 ・いじめ防止に関する校内研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・6年中学授業体験 ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区児童会、風水害避難訓練、集団下校
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・学級懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・校外学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・区民体育祭
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・6年クラブ見学 ・児童会枚二こまつり ・生活アンケート ・6年修学旅行 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年高齢者との交流
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会 ・土曜授業 オープンスクール ・人権支援全体会 	<ul style="list-style-type: none"> ・終業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 枚二まつり
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 ・小中英語交流 ・生活アンケート 	

2月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・学級懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年車椅子等体験、 ・3年クラブ見学 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権支援全体会 ・進学に関する小中連携引継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ・6年とのお別れ会 ・卒業式 ・修了式 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り隊へのお礼 ・地区児童会、集団下校

②早期発見

いじめは大人が気づきにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が判断しにくい形で行われることが多いことを認識することが重要です。特に昨今は、携帯電話やスマートフォンの普及により、大人に見えにくい状況が進んでいます。

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要です。

このため、学校は日頃から家庭訪問等を通じて保護者を含め、子どもたちと家庭との信頼関係の構築等に努め、子どもたちが示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保ち、いじめの早期発見を徹底する観点から、「枚方市いじめ対応マニュアル」や「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」にあるチェックシート等を活用し、情報を共有するなど具体的な取組を実施します。

あわせて、学校は相談窓口を明らかにするとともに、アンケート調査等を学期に1回以上実施し、その結果の分析や補充の聴き取りを行った上で教育委員会に報告することや教育相談の実施等により、子どもたちがいじめや体罰を訴えやすい体制を整え、子どもたち一人ひとりの実態把握に取り組みます。

③ いじめに対する措置

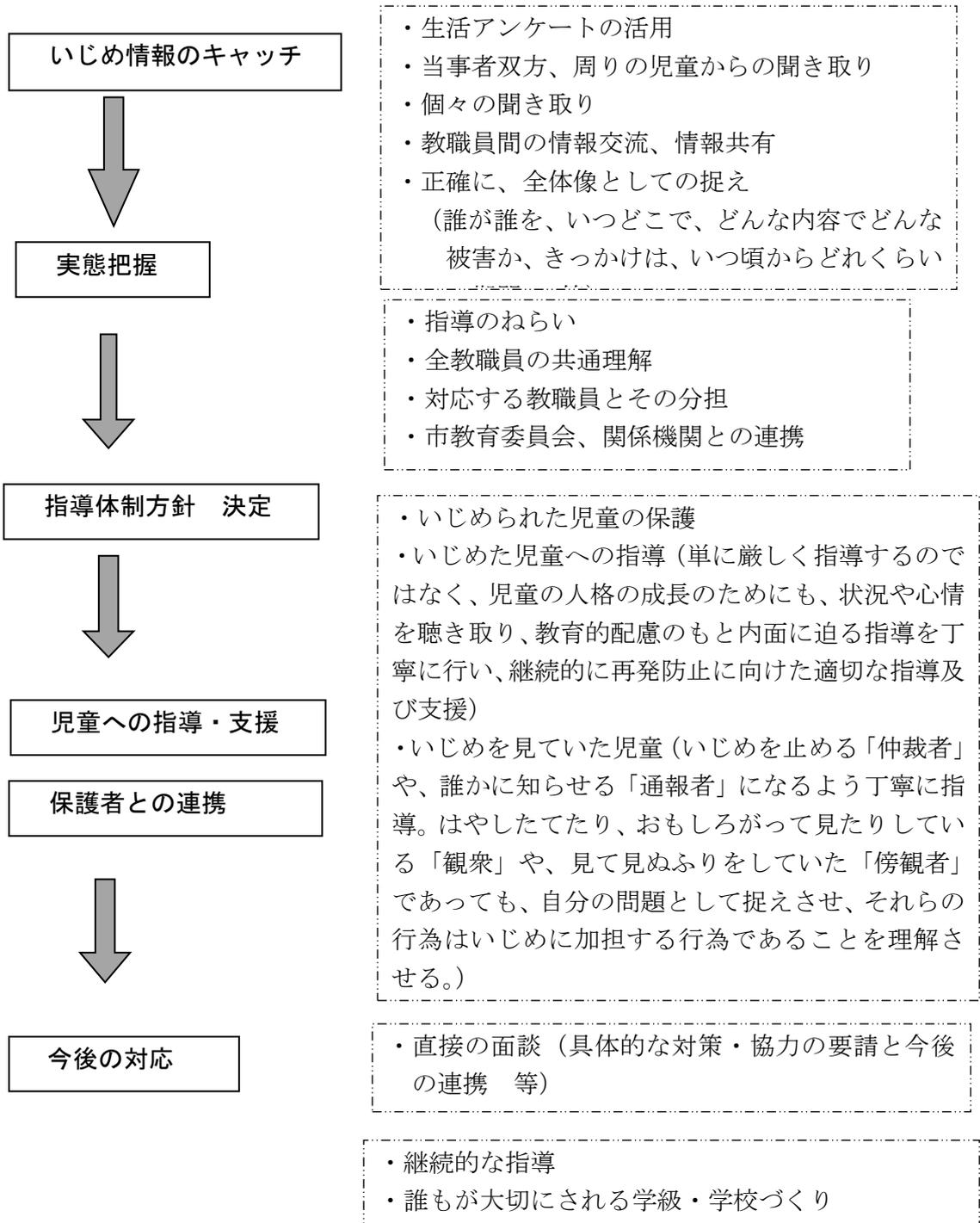
多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見かけた場合は、担任等が一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応しなければなりません。いじめの発見・通報を受けた場合は、「いじめ防止対策委員会」を中核として事案のレベルを協議し、対応の検討と役割分担を行います。

事案の内容によっては、速やかに関係機関・専門機関等と連携を図ります。いじめを受けた子どもの安全を確保するとともに、状況や心情を聴き取り、子どもの状態に合わせた継続的な心のケアを行います。

いじめを行った子どもに対しては、単に厳しく指導するのではなく、子どもの人格の成長のためにも、状況や心情を聴き取り、教育的配慮のもと、内面に迫る指導を丁寧に行い、継続的に再発防止に向けた適切な指導及び支援を行う必要があります。

また、いじめを見ていた子どもたちに対しても、いじめを止める「仲裁者」

や、誰かに知らせる「通報者」になるよう丁寧に指導します。はやしたてたり、おもしろがって見ている「観衆」や、見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、自分の問題として捉えさせ、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。



④いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

○いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

○いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該のいじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもについては、日常的に注意深く観察する必要があります。

2. 重大事態への対処

(1) 教育委員会または学校による調査

平成29年、本市ではいじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が発生しました。こうした事態が発生した場合には、教職員は以下の点を踏まえ、迅速かつ丁寧な事実確認が必要です。

①いつ、どこで、誰が、誰から聴取したものなのか

②体験したり目撃した事実なのか、他から聞いた間接情報なのか

③目撃情報であるなら、どの場所から、どの場所の様子を目撃したのか

これらの情報源のもと、事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されることのないよう対策を講じることが必要です。

また、記憶は、その性質上、事実確認時期が遅れるほど曖昧になるため、できるだけ早期に事実確認を終える必要があります。そのため、目撃者も含めて聴き取る対象者に漏れがなく、かつ、聴き取る事項についても当該出来事に限定せず、過去のいじめや背景も探れる程度の範囲の事実確認を行っておく必要があります。

そして、事実には争いがある場合や、いじめを受けた子どもから事実確認の協力が得られない場合があります。そのような場合であっても、目撃した子どもからの事実確認などによって真実に迫りうる可能性があることから、早期にそれらを尽くす必要があります。

一方、いじめを行った子どもからの聴き取りを行う場合、まずは、日頃の言動による偏見を白紙にして、その表情や様子、話し方などからどのように感じているのかを読み取ると同時に、事実はどうであったのか、なぜ、このような行為に至ったのかなどの言葉にならない声にも耳を傾け、その内面を理解するよう努める必要があります。いじめを行った子どもを含む関わりのある子ども全ての内面

を理解できるよう、教職員自身の感度をより高め、指導の姿勢とそのあり方を考えていくことが必要です。

① 調査を要する重大事態

- ア) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- イ) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。(年間30日間を目安)
- ウ) 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った。」という申し立てがあった場合。(「いじめ防止対策推進法」より)

② 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告しなければなりません。

教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断するとともに、重大事態の発生を市長に報告します。

③ 調査の主体

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や組織を判断し、次の組織で調査を行います。

ア) 学校が主体となる場合

教育委員会は、学校へ指導主事を派遣し、学校に対して必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

イ) 教育委員会が主体となる場合

④ 調査を行うための組織（学校が主体となる場合）

学校が組織した「いじめ・不登校対策委員会」が調査を行います。

<構成員>

- 校長
- 教頭
- 教務主任
- 生徒指導担当者
- 支援教育コーディネーター
- 各学年教員
- 養護教諭
- その他の関係教職員
- 心の教室相談員
- 専門的な知識を有する者 等